

介護(予防)サービスの種類 ～ 2 施設サービス ～

生活全般で介護が必要な方

介護老人福祉施設《特別養護老人ホーム》

寝たきりや認知症により日常生活において常に介護が必要で、自宅での介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護や療養上の世話を受けます。



新規に入所できるのは原則として要介護3以上の人に限られます。ただし、要介護1・2の人でも、やむを得ない事業により居宅での生活が著しく困難である場合は特例的に入所が認められます。

在宅復帰を目指して介護やリハビリが必要な方

介護老人保健施設《老人保健施設》

状態が安定している方に対して在宅復帰ができるよう、医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリテーション、日常的な介護を一体的に提供します。

長期的な療養と介護が必要な方

介護医療院

慢性期の医療と介護の両方に対応するための施設です。
看取りやターミナルケアなどに対応します。

所得の低い方は利用者負担が軽減されます。

介護サービスを利用する場合、原則、費用の1～3割が利用者負担となります。
所得の低い方については、特別対策として以下の措置が講じられることがあります。

【社会福祉法人等のサービスを利用するとき】

住民税非課税世帯で特に生計が困難な方が、社会福祉法人等が提供する介護サービス(ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、特別養護老人ホーム)を利用する場合に、利用者負担が軽減されることがあります。

申請が必要です 詳しくは、**保健福祉課介護高齢係**にご確認ください。